

エネルギー管理支援サービス約款

株式会社東急コミュニティー

〒158-8509 東京都世田谷区用賀 4-10-1

エネルギー管理支援サービス約款

第一章 総則	4
第1条 総則	4
第2条 約款の改訂および細則の制定	4
第3条 用語の定義	4
第二章 当サービス	5
第4条 当サービスの内容	5
第5条 当サービスの終了	5
第6条 サービスの提供地域	6
第三章 契約	6
第7条 会員登録及び利用契約の締結等	6
第8条 登録利用者	6
第9条 当サービスに必要なシステムの提供方法	6
第10条 氏名等の変更の届出	6
第11条 本利用契約の開始および終了	7
第12条 当社による本利用契約の解除	7
第四章 利用者の義務等	7
第13条 会員の表明事項	7
第14条 当サービスの利用条件	8
第15条 利用に関わる禁止事項	8
第16条 設備等の費用負担と設置	9
第17条 機器に関する禁止行為	9
第18条 会員ID及びパスワードの管理	9
第五章 サービス利用料	10
第19条 当サービスの利用料金	10
第20条 利用料金等の支払い義務	10
第21条 当サービスの利用料金等の改定に伴う措置	10
第22条 利用料金等の支払方法	10
第23条 遅延損害金	11
第六章 システム機器及びファームウェア	11
第24条 機器の使用・管理	11
第25条 MEMS 機器の故障交換	11
第26条 ファームウェアの更新	11
第七章 権利	11
第27条 著作権等	11

第八章 利用中止等	11
第 28 条 利用の中止	11
第 29 条 利用の停止	12
第 30 条 反社会的勢力の排除	12
第九章 情報の取扱い	13
第 31 条 守秘義務	13
第 32 条 個人情報の取扱い	13
第十章 損害賠償	14
第 33 条 当サービスに係る免責事項	14
第十一章 雑 則	14
第 34 条 契約終了時の措置	14
第 35 条 管轄裁判所	14

エネルギー管理支援サービス約款

第一章 総則

第1条 総則

本約款は、株式会社東急コミュニティー（以下「当社」といいます。）が提供するマンション向けエネルギー管理支援サービス（以下「当サービス」といいます。）について、当社が利用者との間で締結する「エネルギー管理支援サービス契約書」と一体をなし、そのサービス内容及び提供条件、利用者の義務等について規定するものです。

第2条 約款の改訂および細則の制定

当社は、必要を生じたときは、本約款を変更し、または細則を別に定めることができるものとします。この場合、当サービスの提供条件は、変更後の約款が適用されるものとします。

2 当社は、約款および細則を変更または改訂もしくは別に細則を定めたときは、通知または説明、もしくは当社のホームページ上にこれを記載する等、いずれかの方法でご案内するものとします。

第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)MEMS システム	マンション全体管理システムと HEMS システムにより構成されるマンションエネルギーマネジメントシステム（一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) によるエネルギー管理システム導入促進事業のひとつであり、システム導入にあたり SII からの補助金受給を予定しています)
(2)マンション全体管理システム	マンション全体の電力消費量及び建物共用部分の電力消費量を計測するシステム
(3)HEMS システム	建物専有部分内の ECHONET Lite 通信機能付き家電、赤外線通信機能付き家電の制御機能を有すシステム。加えて、スマートメーターにて計測した電力消費量または有線部に設置した計測器にて計測した計測値を表示するシステム
(4)マンション全体管理システム機器	(2)マンション全体管理システムの構成要素のうち、建物共用部分に設置する機器

(5) HEMS システム機器	(3) 本約款の定めに従い当社が会員に提供する HEMS システムの構成要素のうち、建物専有部分に設置する機器
(6) サーバー	計測器及びスマートメーターからの情報を蓄積し、かつ集計及び表示する機能を有するシステム
(7) ウェブサイト	会員及び登録利用者が会員 ID 及びパスワードを用いてアクセスし、HEMS システムによる計測値等の閲覧ができるウェブサイト
(8) 専用スマートフォンアプリ	会員及び登録利用者がご自身のスマートフォン上にダウンロードし、会員 ID 及びパスワードを用いてアクセスし、HEMS システムによる計測値の閲覧や ECHONET Lite 通信機能付家電、赤外線通信機能付家電の制御ができるスマートフォンアプリ
(9) 本利用契約	本約款に基づき、当社と会員及び登録利用者との間に締結される当サービスの提供に関する契約
(10) 会員	本約款に基づく本利用契約を当社と締結し、当サービスの提供を受ける方
(11) 登録利用者	会員が登録したサービス利用者

第二章 当サービス

第4条 当サービスの内容

当サービスは、当社が指定するマンション全体管理システム、HEMSシステム、または高圧一括受電事業者が設置するスマートメーターにより、計測した計測値を、インターネット回線経由で当社指定のサーバーへ送信して分析・集計・加工し、指定のウェブサイト及び専用スマートフォンアプリケーション、赤外線コントローラー等にて確認ができるよう会員にデータ提供するサービス、登録会員の持つEchonet Lite通信機能搭載の家電機器及び赤外線リモコン搭載家電機器の制御をすることができるサービス、会員の節電協力に対し、当社が事前に案内したルールに則り、会員にインセンティブを付与するサービス等からなります。（ご契約によりサービス内容は異なります。）

2 当サービスで表示される各数値・指標等については推計値であり、実際の数値と異なる場合があります。当サービスは、適正環境の保持や会員の健康管理を保証するものではなく、各数値・指標等に過度に依存することなく自らの責任において環境確保、健康管理を行って下さい。また、当サービスで表示される料金等については目安値であり、会員が実際に支払う電力料金と異なる場合があります。

第5条 当サービスの終了

当社は、都合により当サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に終了することがあります。当社は、当サービスを終了するときは、終了によって提供されなくなる当サービ

スの内容、終了する日を、会員または登録利用者に対し終了日の60日前までに通知するものとします。

第6条 サービスの提供地域

当サービスの提供地域は、日本国内に限られるものとします。

第三章 契約

第7条 会員登録及び利用契約の締結等

当サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社との間で「会員及び登録利用者との間に締結される当サービスの提供に関する契約」（以下「本利用契約」という。）を締結することにより、当サービスを利用することができるものとします。

2 前項に定める利用申込書が当社に提出されたときは、提出者は当然に、本約款の内容を承諾しているものとみなします。

3 会員は、第1項に定める利用申込書において、当サービスの利用に必要な暗証番号を届け出るものとし、当社は、会員ごとに会員IDを発行します。

4 会員は利用契約の締結にあたり、別に定める登録・ID発行手数料、及びサービス利用料を当社に支払うものとします。

第8条 登録利用者

当サービスを利用できる者は、当社と本利用契約を締結する会員及び同居者または所定の登録利用者限定されるものとします。会員は、その属性に応じて、法人会員及び個人会員の2種とし、法人会員にあつては、当該法人に所属する利用者を登録利用者として申請できるものとします。

2 会員は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします

第9条 当サービスに必要なシステムの提供方法

当社は、マンションの管理組合及び会員に対し、それぞれマンション全体管理システム及び建物専有部分HEMSシステムを販売またはレンタル提供するものとします。

2 会員は、当社のサービスを利用するためには別途パソコン、スマートフォンなどの機器が必要となることを予め承諾し、これらの機器の調達、購入等は自らの責任と費用負担において行うことを了承します。

第10条 氏名等の変更の届出

会員は、会員または利用登録者の氏名、名称、住所又は居所、連絡先に変更があつたとき

は、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社は当社に届出を受けている連絡先への通知を行なうことで通知したものとします。それに伴い利用者へ当サービスの連絡等が不達であった場合は、利用者が連絡等の内容を了知したものとし、当社は一切の責任を負いません。

第11条 本利用契約の開始および終了

当サービスの提供開始日は利用者の入居開始日の翌日とし、所定の利用申込書を当社へ提出することにより利用契約（以下、「本利用契約」という。）が締結されるものとします。

2. 本利用契約は、会員がエネルギー管理支援サービス契約書に定める最低契約期間満了をもって終了するものとします。また、契約期間中はサービスの解約や利用の中止をすることはできないものとします。なお、エネルギー管理支援サービス契約が更新された場合は、本利用契約も同一期間で更新されるものとします。

3. 当サービスの対象となる集合住宅から転居をする場合においては、前項の規定に係わらず当サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、当該場合においては速やかに当該会員の居住していた専有部に当該会員の後に入居する者に当サービスを引き継ぐことができる状態にするものとします。

第12条 当社による本利用契約の解除

当社は、会員または利用登録者が、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、何らの催告をすることなく本利用契約を将来に向かって解除できるものとします。

- (1) 本約款、その他当社との間の契約に定める約定の一に違反したとき。
- (2) 利用料金その他当社に対する債務の履行を遅滞したとき、または支払を拒否したとき。
- (3) 第13条の各条に掲げる表明事項のいずれかに反する事実が明らかとなったとき、または表明事項のいずれかに反する恐れが高いと認められるとき。
- (4) 前各号のほか、当サービスの継続利用を認めることが著しく不適當であると当社が判断したとき。

第四章 利用者の義務等

第13条 会員の表明事項

会員及び登録利用者は、本利用契約の締結にあたり、次の各号に定める事項を当社に対し表明し、保証するものとします。

- (1) 利用申込書の記載内容に虚偽の記載がないこと。
- (2) 転居等を除き、当社とエネルギー管理支援サービス契約書に定める最低契約期間にわたり本利用契約を締結し、当サービスを利用すること。
- (3) 当社が指定するMEMSシステム（補助金事業の場合は、補助金交付団体等が指定した要件

を満たすものでなければなりません) の導入に同意していること。導入に当たり、会員の建物専有部分にもSIIが指定した機能を満たすHEMSシステム機器が設置されることとなります。

(4)当社が10%以上の節電を目標に会員に節電・ピークシフトを要請する必要があることを予め承諾し、当該要請があったときは、その実施に可能な範囲で協力することに同意していること。

(5)当社が本利用契約を履行するために必要な会員に関する情報、及び会員が所有する建物専有部分と電力消費設備等に関する情報を提供することに同意していること。当社は会員から提供された情報および本利用契約の履行を通じて取得した情報を、当社が別に定める「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に従って適切に取り扱うものとします。

(6)サービス開始後1年間の電力消費の実績報告等、国が指定する情報を提供する場合があること、当該情報が統計的な処理等をされて公表される場合があることに同意していること。

(7)当社が、前(7)項のほか、必要な範囲で個人情報の取扱いを業務委託先に委託する場合があることに同意していること。

第14条 当サービスの利用条件

会員及び登録利用者は、当サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を全て満たすものとします。ただし、会員及び登録利用者が全ての条件を満たしている場合であっても、利用環境等によっては本サービスを提供できない場合があります。

(1) 満20歳以上の行為能力を有する会員の自由意思による申込に基づく当サービスの利用であること。

(2) 本利用契約及び本約款の内容を十分理解し承諾していること。

(3) 当社が提供するマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器を適切に設置・保持し、管理していること。

(4) 会員及び登録利用者のルータ、セキュリティソフト等によりマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器の通信が遮断されることのないよう配慮すること。

第15条 利用に関わる禁止事項

会員及び登録利用者は、当サービスを利用するに当たり次の行為を自ら行ってはならず、また第三者に行わせないものとします。

(1) 当社または第三者の生命・身体、財産、名誉その他の権利を侵害しまたは危険に晒す行為

(2) 当サービスを違法な目的で利用する行為。

(3) 有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的として当サービスを利用する行為、第三者への商品もしくはサービスの提供またはその準備を目的として、当社の許可なく当サ

ービスを利用する行為。

- (4) 当サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改竄、消去等する行為。
- (5) 第三者になりすまして当サービスを利用する行為。
- (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為またはマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器の通信を故意に遮断するなどして当サービスの利用を妨げる行為。
- (7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段・方法により第三者の個人情報を収集する行為。
- (8) 当社の社名、商標、サービスマーク、商号、ロゴ等を不正に使用する行為。
- (9) 本利用契約における契約上の地位または本利用契約に基づいて生じる権利及び義務を、第三者に譲渡または継承する行為。
- (10) 法令、本利用契約及び本約款に違反する行為もしくは公序良俗に反する一切の行為。

第16条 設備等の費用負担と設置

会員及び登録利用者は、当社が提供するマンション全体管理システム、HEMSシステム、及び高圧一括受電事業者が設置するスマートメーターを除き、当サービスを利用するために必要な電源、宅内設備、その他の機器（パソコン及びスマートフォンを含むがこれに限られない）及びソフトウェア等の必要な利用者設備を、自己の責任と費用負担において用意・設置するとします。

2 当社は、前項の機器が欠落する結果、会員において当サービスの一部または全部の提供を受けることができない場合でも、利用料金の減額等には一切応じないものとします。

第17条 機器に関する禁止行為

会員及び登録利用者は、システムを構成する機器等に関し次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当サービスで使用する以外の目的でMEMSシステム機器を使用する行為。
- (2) MEMSシステムのプログラム及びファームウェアの解析、改変、譲渡並びに第三者に使用させる行為。
- (3) マンション全体管理システム機器を契約時に登録した建物共用部分以外で使用するこ
と、HEMSシステム機器を登録したマンションの会員の建物専有部分以外で使用するこ
と
- (4) マンション全体管理システム機器、HEMSシステム機器その他システム構成部品を損壊し、
または機能を減殺させる一切の行為

第18条 会員ID及びパスワードの管理

当社は、所定の方法により会員または登録利用者に会員ID及びパスワードを通知します。

2 会員及び登録利用者は、当サービスで使用する会員ID及びパスワード等の適正な管理

に努めるものとします。

3 会員及び登録利用者は会員ID及びパスワードの使用を会員及び登録利用者本人のみとし、第三者に貸与、譲渡、売買等をしないものとします。

4 会員ID及びパスワードの管理とその使用は、全て会員及び登録利用者本人がその責任において行うものとし、会員ID又はパスワードの盗用、不正使用、その他の事故があっても、当社はそのために利用者に生じたいかなる損害について当社に帰責事由がある場合を除き責任を負いません。

5 会員及び登録利用者は、会員ID及びパスワードの不正使用を知った場合、直ちにその旨当社に連絡するものとします。

6 第4項に起因した事故等により当社に損害が発生した場合は、当社は会員または登録利用者に対し、当該損害の賠償を請求できるものとします。

第五章 サービス利用料

第19条 当サービスの利用料金

当サービスの利用料金は、エネルギー管理支援サービス契約書に定めるとおりとします。

第20条 利用料金等の支払い義務

会員は、エネルギー管理支援サービス契約書のとおり、当社指定の方法により支払うことを承諾するものとします。

2 前項において、第28条（利用の中止）に定める当サービスの提供の中止その他の事由により等サービスを全く利用することができない状態が生じたとき、または当社が当サービス提供準備完了後も、会員が第16条（設備等の費用負担と設置）に従って機器の調達、設置及び接続等を行わないために当サービスの利用を受けられないときであっても、会員はその期間中の利用料金等及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要するものとします。

3 第29条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときであっても、会員は、その利用の停止期間中の利用料金等及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

第21条 当サービスの利用料金等の改定に伴う措置

当社が、第19条に定める利用料金等を改定する場合は、必要かつ適切な経過措置を定めるものとします。

第22条 利用料金等の支払方法

当サービスの利用料金は、エネルギー管理支援サービス契約書に定める支払い方法で支払うものとします。

2 前項において、会員と管理組合との間で利用料金等その他の債務を巡って紛争が発生した場合には、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとしま

す。

第23条 遅延損害金

当サービスの利用料金等その他の債務を当社所定の支払期日が過ぎても履行しない場合、完済まで年14.5%の利率で計算した金額を遅延損害金とし、当サービスの料金その他の債務と一括して支払うものとします

第六章 システム機器及びファームウェア

第24条 機器の使用・管理

会員及び登録利用者は、MEMSシステムを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理するものとします。

第25条 MEMS機器の故障交換

当社は、会員及び登録利用者の責に帰すべからざる事由によりマンション全体管理システム機器またはHEMSシステム機器が故障した場合は、別途定める無償保証期間中に限り、申し出に基づき、当社が選択するところにより修繕または交換を無償で行うものとします。

2 会員は、前項によりHEMSシステム機器を交換する場合、新機器納品後速やかに接続を確認するとともに、故障したHEMSシステム機器を当社所定の方法により当社に返却するものとします。

第26条 ファームウェアの更新

当社は、HEMSシステムに含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」という。）を、機能の向上や不具合改善を目的として更新する場合があります。

第七章 権利

第27条 著作権等

当サービスにおいて当社が会員に販売またはレンタル提供する一切の物品及び情報等（本約款、マンション全体管理システム機器、HEMSシステム機器、並びにマンション全体管理システム及びHEMSシステム内のソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ及びメールマガジン等を含みます。）に関する意匠・商標権、著作権、データベース著作権、実用新案権及び特許権並びにノウハウ等を含む一切の権利は、当社に帰属するものとします。

2 本条の規定は本利用契約が終了した後においても有効に存続するものとします。

第八章 利用中止等

第28条 利用の中止

当社は、次の場合には、当サービスの全部又は一部の実施を中止することがあります。

- (1) 当社設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (2) 当社の責によらない事由により、当サービスを継続的に実施することが困難になった場合。
 - (3) 回線事業者又はインターネットサービスプロバイダ等の事由により、通信が中断した場合。
 - (4) 無線LANの環境、計測器の電池切れ等の事由により、通信が中断した場合。
 - (5) その他、当社が緊急対応を必要と判断する場合。
- 2 当社は、当サービスを中止するときは、当社の定める方法により会員（利用者が登録されているときは登録利用者）に通知を行います。ただし、前項(3)、(4)号の場合及び緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 第1項の理由により当サービスの全部又は一部の実施・提供ができない場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第29条 利用の停止

当社は、会員及び登録利用者が第12条各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号に該当するときは、会員及び登録利用者に対して通知することなく、当サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 会員または登録利用者が偽計または威力をもって当社の業務の遂行を妨害するとき。
- (2) 会員または登録利用者の責に帰すべき事由により当サービスの提供が困難と当社が判断するとき。
- (3) 会員または登録利用者が本利用契約及び本約款に違反する場合において違反状態を解消するよう求められたにもかかわらず、当社の指定する期間内に是正を行わないとき。

第30条 反社会的勢力の排除

当サービスの利用希望者は次の各号の事項を確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、原契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 当社に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 当社は、会員、登録利用者、会員の役員及び登録利用者の役員が次の各号に該当する場

合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

3 当社は、前項により本サービスを解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第九章 情報の取扱い

第31条 守秘義務

当社と会員及び登録利用者は、当サービスの利用に際し知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の機密情報を会員及び登録利用者の責任による適切な管理の下、秘密として取扱い、第三者による適切な管理の下、秘密として取扱い、第三者へ開示若しくは漏洩、又は本利用契約の目的以外に使用してはなりません。

2 本条の規定は本利用契約が終了した後においても有効に存続するものとします。

第32条 個人情報の取扱い

会員は、当社がプライバシーポリシーに定める目的のほか、下記の目的で会員および登録利用者の個人情報を収集し利用することに同意するものとします

- (1) 利用者の顧客満足度向上対策として、当サービスの利用状況を含めた使用実態分析を目的に、会員および登録利用者アンケート調査を実施すること
- (2) 当社の取り扱う商品及びサービス、もしくは当社の事業に関連する催事に関して、印刷物またはeメールにて会員および登録利用者に案内すること

2 当社は、次の各号に定める場合には、当社が業務を委託する取扱業者に会員および登録利用者の個人情報を提供することができるものとします。

- (1) 会員及び登録利用者へ通知物を郵送する場合
- (2) 会員及び登録利用者へ機器を発送する場合
- (3) 会員及び登録利用者へ出張業者を派遣する場合

第十章 損害賠償

第33条 当サービスに係る免責事項

当社は、当サービスにおいて提供する機能及び情報に関し、特定の目的に対する適合性、タイムリー性、正確性、最新性、適法性、安全性等について、明示、黙示を問わず一切保証するものではなく、第25条第1項に定める場合を除き、エネルギー管理支援サービス契約書及び本約款で別に定める場合のほか、当社に帰責事由がある場合を除き法的責任を負わないものとします。

2 当社は、当サービス及び関連する機能等について、その全部または一部が中断・中止しないことを保証するものではなく、当該中断・中止等に起因して利用者または第三者に損害が発生した場合、当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

3 当サービスの利用目的、利用方法は会員または登録利用者の任意に委ねられるものとし、当社はその利用により生じる結果等については、当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

4 当社は、会員及び登録利用者による本利用契約または本約款に違反した当サービスの利用、ならびに会員及び登録利用者以外の第三者による当サービスの利用によって発生した利用者または第三者に対する損害については、当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

5 当社は、会員及び登録利用者が自己の責任と費用負担において用意・設置すべき利用者設備ならびに会員ウェブサイトや専用スマートフォンアプリにおける不具合等に起因する損害については、当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

6 当社は、当サービス等について、会員及び登録利用者から提供されるデータ等（MEMSシステムの修理の場合における情報を含む）について、バックアップの責任を負うものではなく、データ消失等については、当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

第十一章 雑 則

第34条 契約終了時の措置

会員は本利用契約が終了したときは、直ちにサービス利用に係る会員IDの権利を返還し、当社に対して負担する債務を弁済するものとします。

2 当社は、理由の如何を問わず、当社に帰責事由がある場合を除きすでに支払われた利用料等は一切払い戻し等しないものとします。

第35条 管轄裁判所

本利用契約及び本約款の準拠法は日本法とし、この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、2014年6月1日から施行します。

本約款は2017年6月1日より改定し、効力を発するものとします。